



お問合せ先：国土交通省 青森河川国道事務所 〒030-0822 青森市中央三丁目20-38  
地域づくり相談室 TEL017-734-4529 FAX017-722-2577

平成27年5月28日(木) 第250号

## 河川における許可工作物の一斉点検 ～洪水に備え施設管理者と合同で実施しました～



施設管理者との点検の様子(鶴巻排水樋管)



施設管理者との点検の様子(五所川原頭首工)

岩木川及び馬淵川のうち青森河川国道事務所が管理する区間において、河川法に基づき設置が許可されている工作物(樋門、樋管、取水堰など)のうち56施設について、河川が増水した際にも機能や安全性に問題がないか、梅雨や台風など本格的な出水期を前に、施設管理者と合同での一斉点検を実施しました。

点検は岩木川水系・五所川原出張所管内で平成27年5月20日(水)～5月21日(木)に、同藤崎出張所管内では5月14日(木)、馬淵川水系・八戸出張所管内においては5月21日(木)～5月22日(金)に渡って行われ施設の機能性、安全性等の確認を行った他に施設管理者との出水時の連絡体制の再確認も行いました。



### Q: 許可工作物とは？

河川本来の機能を減ずることや障害となる場合があることから、河川の中には工作物はいできるだけ設置しないことが望ましいですが、用水の取水施設などどうしてもつくらなければならない場合もあります。河川法では河川区域内でこのような施設を設置しようとするときには、河川管理者の許可を受けて施工することが定められており、河川管理者の許可を受けてつくられたものを「許可工作物」といいます。